

宮古島市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 エコアイランド宮古島として資源循環型社会の構築の下、新エネルギーによる低炭素化社会を推進すると共に市民への省エネルギーや環境保全に対する意識啓発を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置者に対し、予算の範囲内で宮古島市住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象システム)

第2条 補助対象システムとは、次の各号に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満の太陽光発電システムであること。
- (2) 未使用品であること。（中古品は対象外）
- (3) 電力会社と電灯契約（電力受給契約）を締結していること。
- (4) リース契約による太陽光発電システムでないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助金の交付を受けようとする住宅用太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）において、前条に定める要件に適合し、その設置に要する費用のうち別表に掲げる経費とする。ただし、住宅として使用していない別宅等への設置は対象外とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市において、住居として使用している建物及び土地に補助対象システムを設置する者。ただし、補助対象システムを設置する建物又は土地が所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けていること。
- (2) 当該年度に電力会社と電灯契約（電力受給契約）を締結している者
- (3) 補助対象システムの稼働状況について、市への情報提供に協力できる者

- (4) 本市の市税（国民健康保険税を含む。）を完納している者
- (5) 同一世帯及び同居家族の中に、これまで本市の太陽光発電システム設置に係る補助金を受けていない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、一律5万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請（兼実績報告）書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を添付し、当該年度の3月末日（末日が土、日、祝日の場合は、その前の平日とする。）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象システムの設置状況を示すカラー写真
 - ア 設置する建物又は土地の全体写真
 - イ 太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真
 - ウ パワーコンディショナーのメーカー・型式名・製造番号が確認できる写真
- (3) 補助対象システムの設置場所の周辺地図
- (4) 電力会社との電力受給契約確認書の写し
- (5) 申請者の住民票の写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (6) 申請者の市税完納証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (7) 申請者の国民健康保険税の納税証明書（国民健康保険加入者のみ）（提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (8) 太陽光発電システム及び電力に関するデータ提供同意書（様式第2号）
- (9) 補助対象システムを設置する建物又は土地の所有者の承諾書（設置する建物又は土地が補助対象者の所有でない場合）（様式第3号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 申請書及び添付書類の提出は、宮古島市企画政策部エコアイランド推進課への持参による。

（補助金の交付決定及び額確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにそ

の内容を審査し、必要があるときは現地調査を行い適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、申請者に対して補助金交付決定通知書（様式第4号）を送付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは追加募集を行なうことができる。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定による通知書を受けた申請者は、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）により補助金を請求するものとする。

2 市長は、補助金の請求書を受領し、適正と認めるときは補助金を交付するものとする。

（調査）

第9条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対して、次の各号に掲げる報告を求めることができる。また、市の職員をもって、その対象システムの設置場所に立ち入らせ調査させることができる。

(1) 設置年度から5年間の電力使用量（買電量）、システム発電量及び売電量（逆潮流）（様式第6号）

(2) 補助対象システムの使用状況に関するアンケート

(3) その他市長が必要と認めるもの

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費
太陽電池モジュール
インバーター
接続箱
交流側開閉器
設置工事にかかる費用
架台
保護装置
直流側開閉器
配線・配線器具の購入・据付
余剰電力販売用電力計